

## 県産材搬出機械化支援事業 実施要領

制定：平成23年7月14日 県材第575号  
改正：平成23年8月1日 県材第724号  
改正：平成24年4月2日 県材第201号  
改正：平成28年4月1日 県材第225号  
改正：令和2年10月22日 県材第840号  
改正：令和3年4月1日 県材第441号  
改正：令和4年4月1日 県材第243号  
改正：令和5年3月31日 県材第2573号  
改正：令和6年3月27日 県材第1923号  
最終改正：令和7年3月17日 県材第1751号

### (目的)

第1 県産材の生産を拡大し、安定した供給を行うためには複数の高性能林業機械等を活用した作業システムの導入が必要である。

しかし、高性能林業機械等を保有するにはコスト面の負担が大きいため、林業事業体においては機械の購入は容易でない状況にある。

そこで、高性能林業機械等のレンタル経費を支援することにより、作業の機械化および林業事業体の経営的な負担軽減を図り、県産材の生産量の拡大を図る。

### (事業内容)

第2 福井県内で実施する利用間伐等に使用する高性能林業機械等のレンタルに対して助成する。

なお、利用間伐等とは、下記の行為を対象とする。

- ・国庫補助事業および県・市町単独事業、森林環境譲与税等を活用して実施する搬出間伐、主伐、更新伐
- ・国有林事業による搬出間伐、主伐、更新伐
- ・水源林事業による搬出間伐、主伐、更新伐
- ・法律に基づく伐採
- ・上記を行う際に使用する森林作業道の作設および改良

ただし、主伐・更新伐については再造林を実施するものに限る。また、法律に基づく伐採については、開発行為や支障木伐倒など森林整備目的以外のものは除く。

### (実施主体)

第3 本事業の実施主体はふくい県産材生産拡大協議会（以下、「協議会」という。）の構成員であり、かつ「福井県林業経営体に関する情報の登録・公表

実施要領」に基づき知事の登録をうけた「意欲と能力のある林業経営体」、または「意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体」に認定されている事業体（以下「実施主体」という。）とする。

#### （補助対象等）

第4 事業の補助対象等については次のとおりとする。

2 補助対象事業費は、実施主体が実施する利用間伐等に使用する高性能林業機械等のレンタル費用とし、基本料金のほか、機械運搬費・補償料を含むことができる。

なお、補助対象となる高性能林業機械等の詳細は別紙に定める。

3 補助対象事業費は、税抜きとする。

4 機械運搬費については、レンタル会社から利用間伐等を実施する現場までの1往復のみを補助の対象とし、レンタル期間内に発生する現場間の移動に要する経費は対象としない。

5 実施主体あたりの補助金額の上限および補助対象の要件は、別紙に定める。

#### （補助率）

第5 補助率は補助対象事業費の1/2以内とし、補助金額は千円未満切り捨てとする。

2 補助率の内訳は県1/4以内、協議会1/4以内とする。

#### （計画書の作成等）

第6 協議会は、実施主体からの計画をとりまとめ、事業計画書（様式第1号）を作成し、県産材活用課長に提出するものとする。

2 県産材活用課長は、前項により提出された事業計画書の内容を審査し、適当と認められるときは、計画を承認するとともに、予算の範囲内で事業費を決定し、協議会に内示（様式第2号）する。

#### （計画の変更）

第7 協議会は、事業計画書の内容を変更する場合は、第6に準じて変更計画書を提出するものとする。

なお、「福井県農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）別表3における「軽微な変更」の場合はこの限りではない。

2 県産材活用課長は、前項の変更計画書の提出があったときは内容を審査し、適当と認められるときは、第6の2に準じて計画の承認および変更内示を行う。

#### （補助金交付申請）

第8 補助金交付申請書に係る事務取扱については、交付要綱によるものとする。

### (事業の着手)

第9 事業の着手は、原則として交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、協議会は、補助金等交付決定前着手届（様式第3号）を県産材活用課長に提出し、着手するものとする。

### (状況報告)

第10 協議会は、実施主体の10月末現在の実績についてとりまとめ、翌月15日までに県産材活用課長に状況の報告（様式第4号。ただし、内容が網羅できれば協議会が管理する様式で代用が可能）を行うものとする。

### (実績報告)

第11 協議会は、補助事業が完了したときは、交付要綱第6条により実績報告書を県産材活用課長に提出するものとする。

2 実績報告書には、交付要綱に定める書類のほか下記の書類を添付するものとする。

- ・事業体実績書（様式5-1号）
- ・実績内訳書（様式第5-2号。ただし、内容が網羅できていれば協議会が管理する様式で代用が可能）

### (検査)

第12 検査は、県産材活用課長が命じた職員（以下「検査員」という。）が行う。

2 事業内容の確認・検査等については、県産材搬出機械化支援事業補助金交付事務マニュアルおよび以下の項目について行う。

(1) 実施主体の確認

第3に定める要件について、協議会の構成員名簿等により確認する。

(2) 補助対象経費等の確認

協議会が実施主体に対して行った検査について確認する。

- ・補助対象となる利用間伐等で用いられた機械であるか。
- ・補助対象期間内の事業であるか。
- ・消費税や振込手数料等の補助対象外の経費を計上していないか。
- ・補助対象となる期間や台数等は補助要件と一致しているか。

(3) 事務手続き

協議会内で必要な決裁を受けているかを確認する。

計画変更等は適正に行われているかを確認する。

### (補助金の請求)

第13 実施主体は、福井県補助金等交付規則第15条の規定により補助金を受けようとするときには、補助金交付請求書（様式6号）を知事あてに提出し

なければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付する。

**(帳簿等の整備)**

第14 実施主体および協議会は、県産材搬出機械化支援事業に係る関係書類を事業終了の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

**(調 査)**

第15 実施主体および協議会は、県産材活用課長が行う当該事業に関する調査について協力するものとする。

**(その他)**

第16 事業の実施について必要な事項はこの要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

2 協議会は、事務の取扱いについて、要領等を定めるとともに、検査内規を定めて、検査を行うものとする。

なお、検査内規の策定および改正を行う場合は、内容について県産材活用課長に協議を行うものとする。

- 附 則
- この要領は、平成23年7月14日より適用する。
  - この要領は、平成23年8月 1日より適用する。
  - この要領は、平成24年4月 1日より適用する。
  - この要領は、平成28年4月 1日より適用する。
  - この要領は、令和2年10月22日より適用する。
  - この要領は、令和3年 4月 1日より適用する。
  - この要領は、令和4年 4月 1日より適用する。
  - この要領は、令和5年 4月 1日より適用する。
  - この要領は、令和6年 3月27日より適用する。
  - この要領は、令和7年 3月17日より適用する。

(別表)

項 目	内 容
補助対象 高性能林業機械等	ハーベスタ、プロセッサ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、フォワーダ、バックホウ、 グラップル付きバックホウ（ザウルスロボ含む）、グラップル付きトラック、集材機 ※アタッチメントのみの賃借は対象としない ※本事業によりレンタルした機械を転貸することはできない
補助金額の上限	<b>○補助率</b> 予算の範囲内において補助対象事業費の1 / 2以内とし、補助金額は千円未満切り捨てとする  <b>○実施主体あたりの補助上限</b> 実施主体における主伐・間伐の直近3か年の実績材積と当年度の計画材積を考慮した額とする。 ※補助上限額内であれば、台数に制限はない
補助対象の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・機械1台ごとに別契約すること</li><li>・補助対象となる機械は、契約期間が単一の年度内であること</li><li>・同一契約期間内で、要領第2で定める利用間伐等以外の作業に使用した場合は、使用日数で按分して補助対象事業費を算出する</li><li>・本事業と国、県および市町ならびにこれらが出資する財団等からの同一内容の補助金等の重複はできない</li></ul>